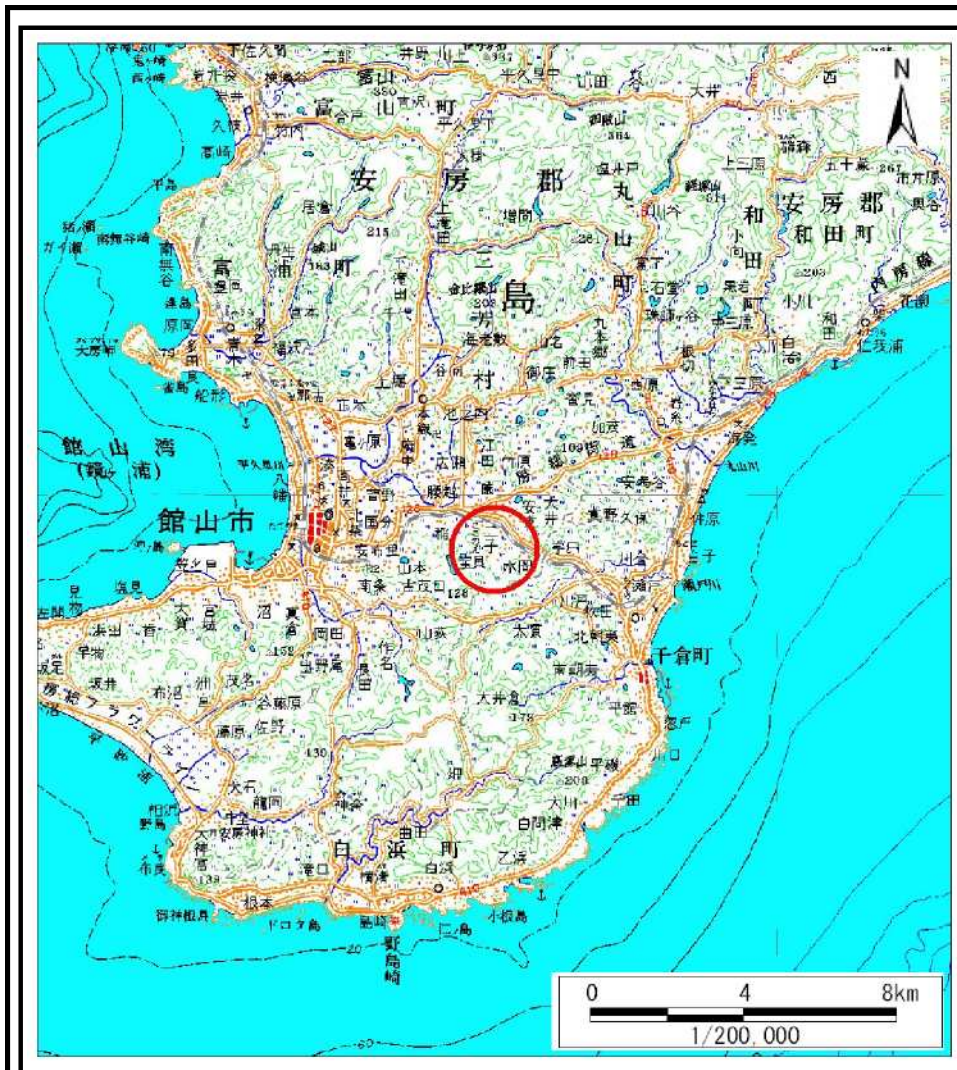
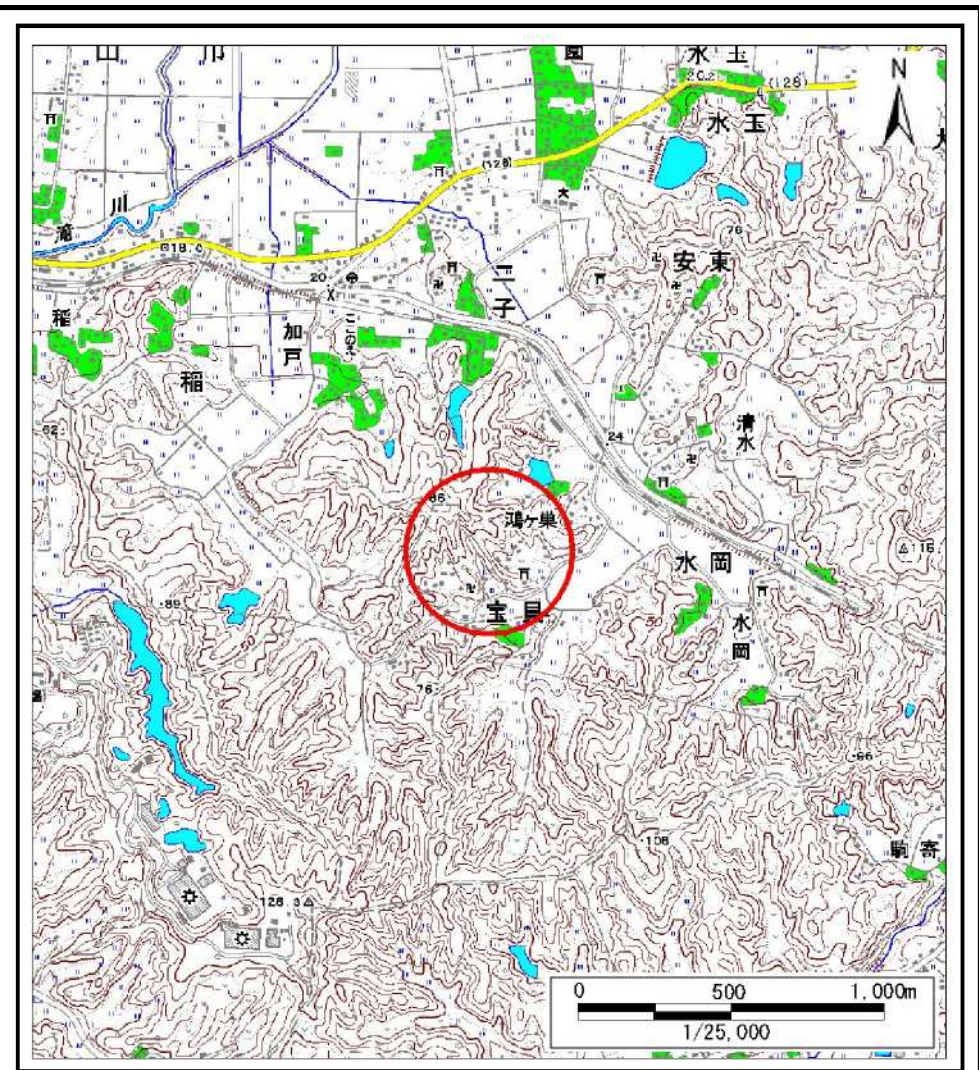


# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)



(1/200,000)

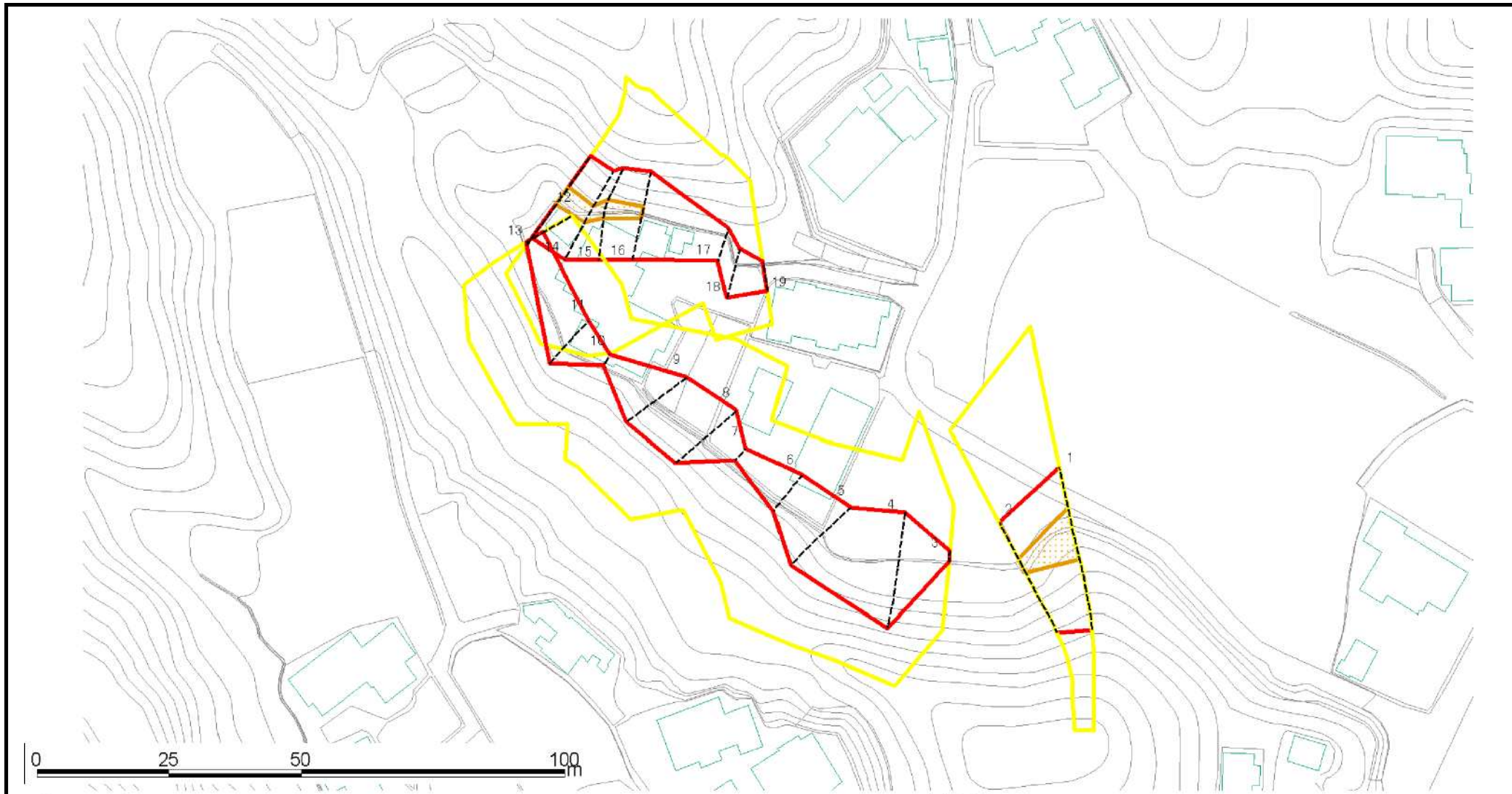


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	Ⅱ-4915
	箇所名	宝貝2
	所在地	館山市宝貝

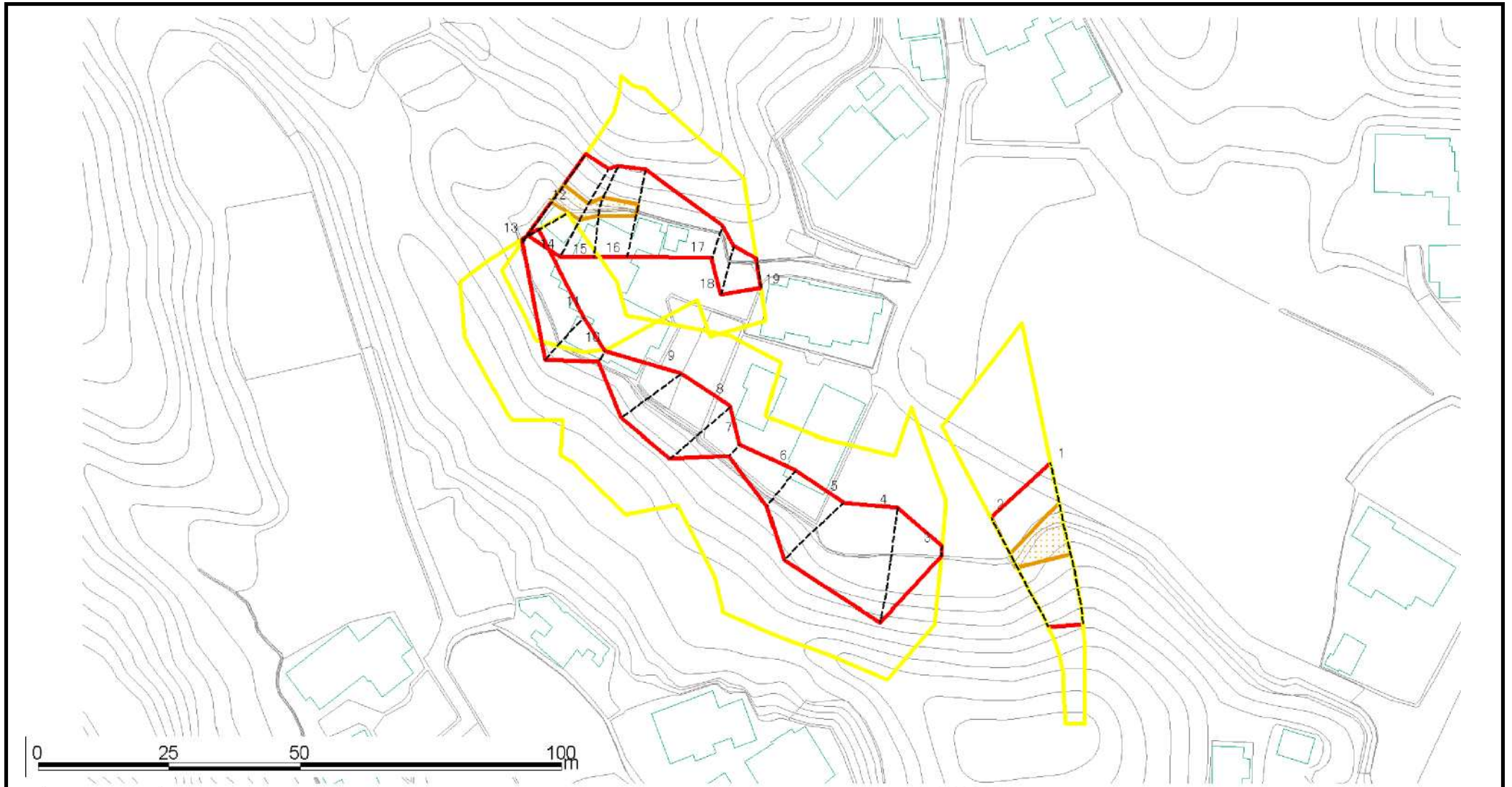
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総複、第492号)

## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)



様式-2(急) 土砂災害警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-4915	
	土砂災害防止法施行令 第三条の基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域			告示番号	千葉県告示第30号	箇所名	宝贝2
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	それ以外の区域		 	告示年月日	平成22年1月29日	所在地	館山市宝贝

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2-1)



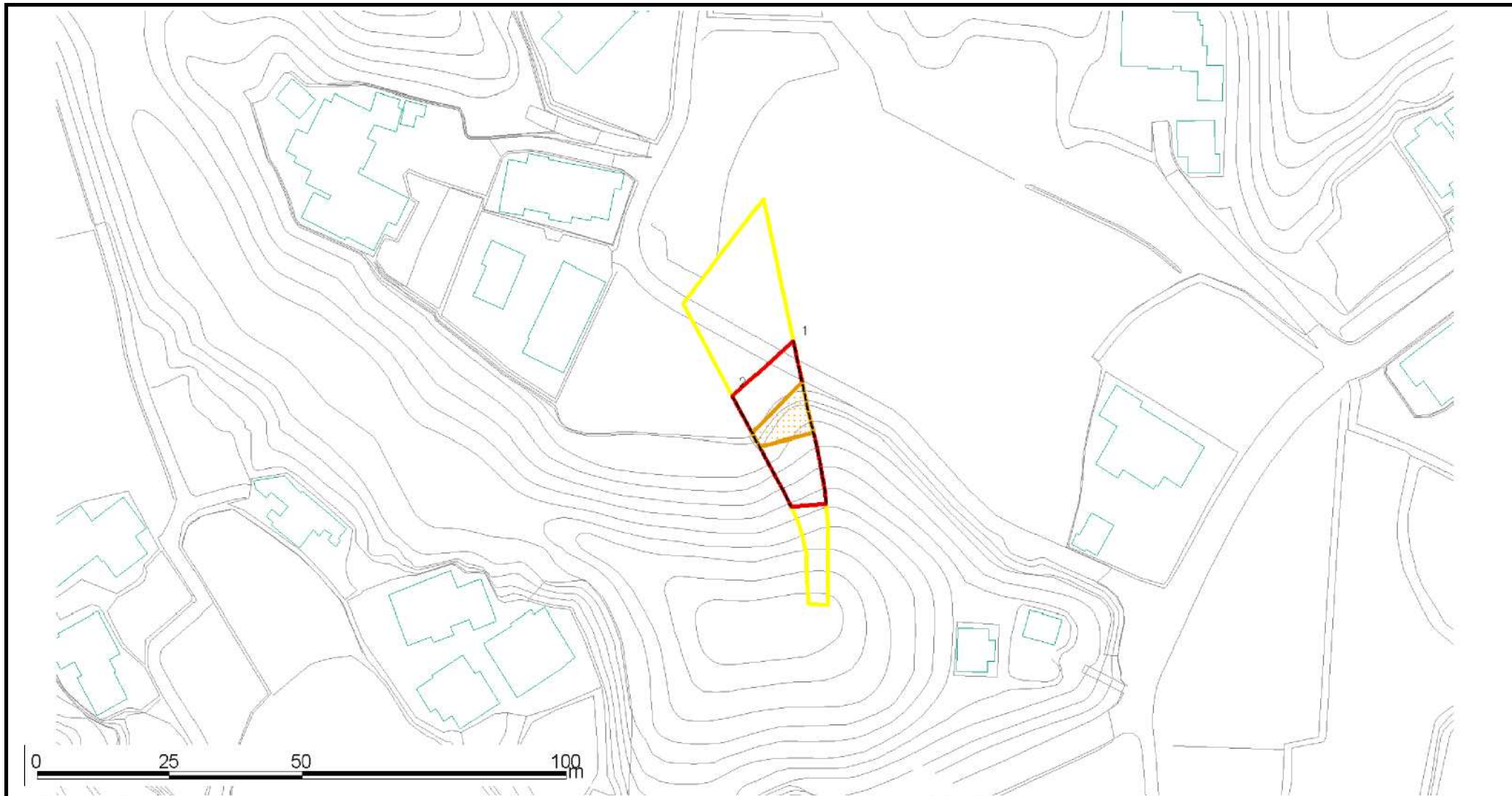
様式-2-1(急) 土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-4915
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第31号	箇所名	寶貝2
	それ以外の区域			告示年月日	平成22年1月29日	所在地	館山市寶貝

## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	113.93	1.00	100.00	1.00	-	-	11.72	2.08									
3 ~ 4	-	-	100.00	1.00	-	-	14.49	2.57									
4 ~ 5	-	-	100.00	1.00	-	-	11.78	2.08									
5 ~ 6	-	-	93.48	1.00	-	-	11.36	2.01									
6 ~ 7	-	-	76.05	1.00	-	-	12.90	2.28									
7 ~ 8	-	-	95.41	1.00	-	-	12.90	2.28									
8 ~ 9	-	-	95.41	1.00	-	-	11.70	2.07									
9 ~ 10	-	-	93.31	1.00	-	-	13.80	2.44									
10 ~ 11	-	-	80.42	1.00	-	-	13.80	2.44									
11 ~ 12	-	-	80.42	1.00	-	-	11.92	2.11									
13 ~ 14	113.15	1.00	100.00	1.00	-	-	12.53	2.22									
14 ~ 15	112.18	1.00	100.00	1.00	-	-	13.19	2.34									
15 ~ 16	112.18	1.00	100.00	1.00	-	-	13.58	2.40									
16 ~ 17	-	-	100.00	1.00	-	-	13.58	2.40									
17 ~ 18	-	-	75.81	1.00	-	-	11.51	2.04									
18 ~ 19	-	-	75.81	1.00	-	-	10.74	1.90									

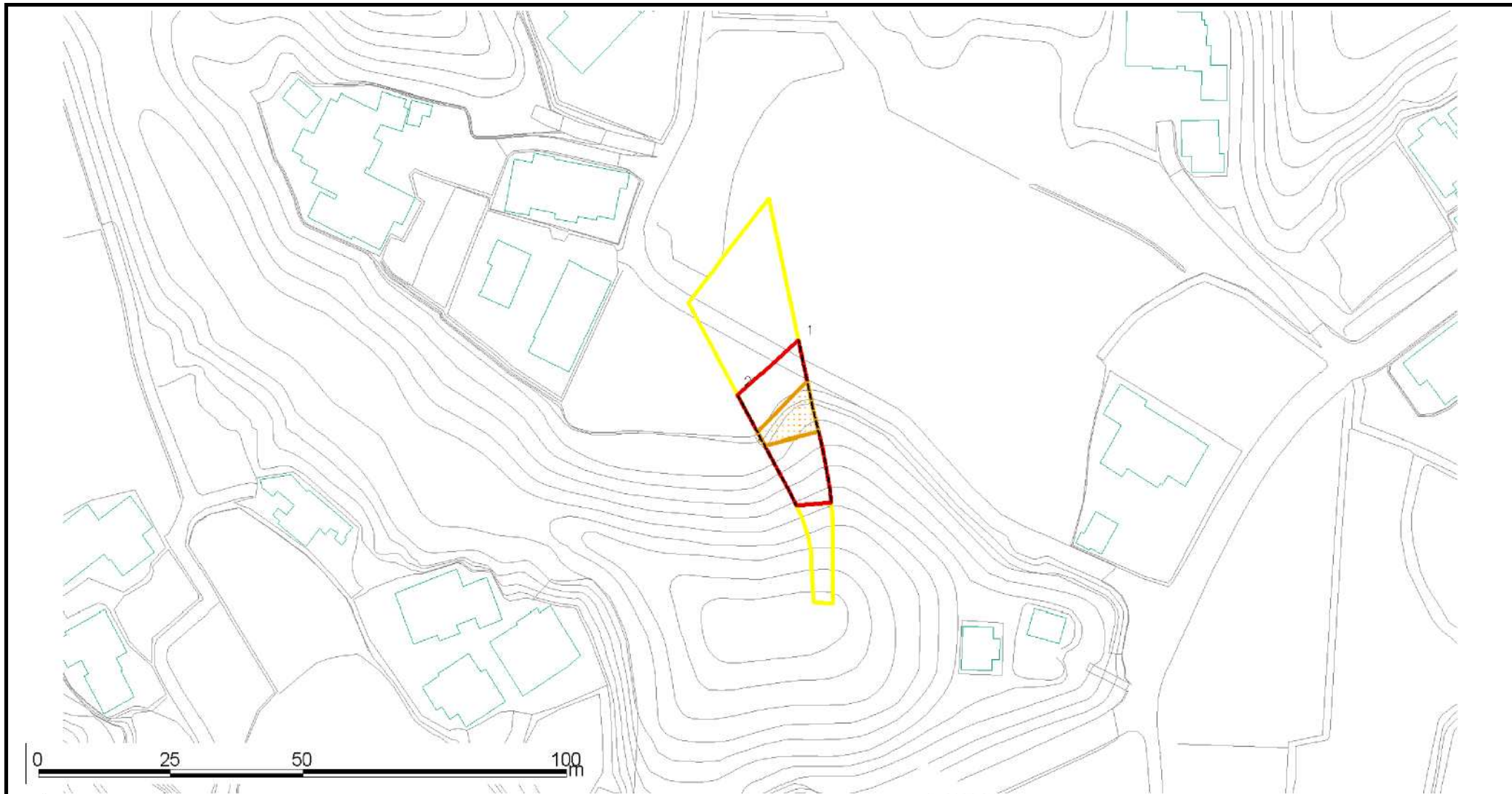
様式-3(急)	自然現象の種類	急傾斜の崩壊	箇所番号	II-4915
	告示番号	千葉県告示第31号	箇所名	宝貝2
	告示年月日	平成22年1月29日	所在地	館山市宝貝
建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項				

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(別図:その2)\_a



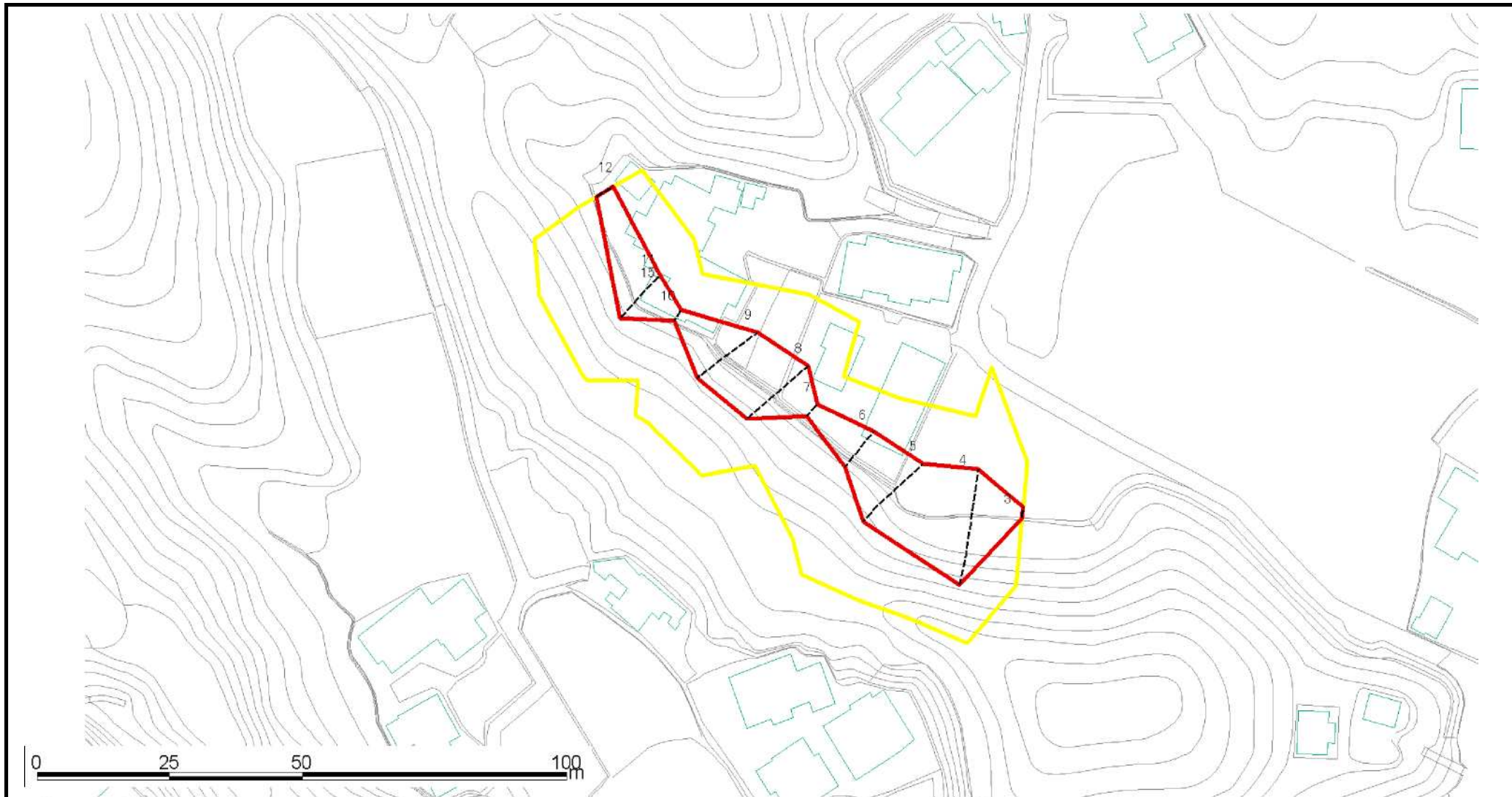
様式-2(急) 土砂災害警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	箇所番号 II-4915
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号 千葉県告示第30号	箇所名 宝贝2
	それ以外の区域			告示年月日 平成22年1月29日	所在地 館山市宝贝

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(別図:その2-1)\_a



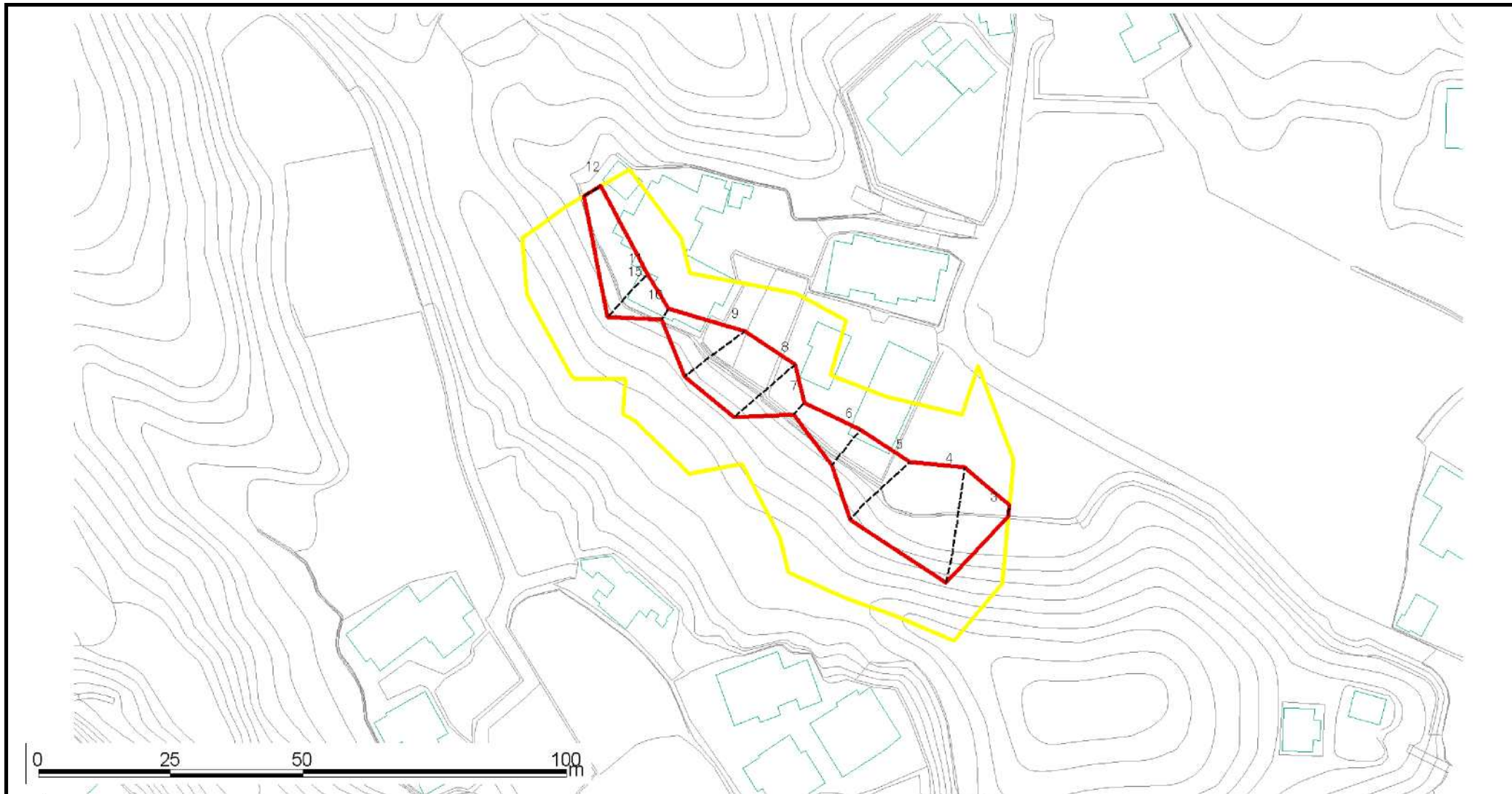
様式-2-1(急) 土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-4915
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第31号	箇所名	寶貝2
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成22年1月29日	所在地	館山市寶貝
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(別図:その2)\_b



様式-2(急) 土砂災害警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-4915
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第30号	箇所名	寶貝2
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域			告示年月日	平成22年1月29日	所在地	館山市寶貝
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

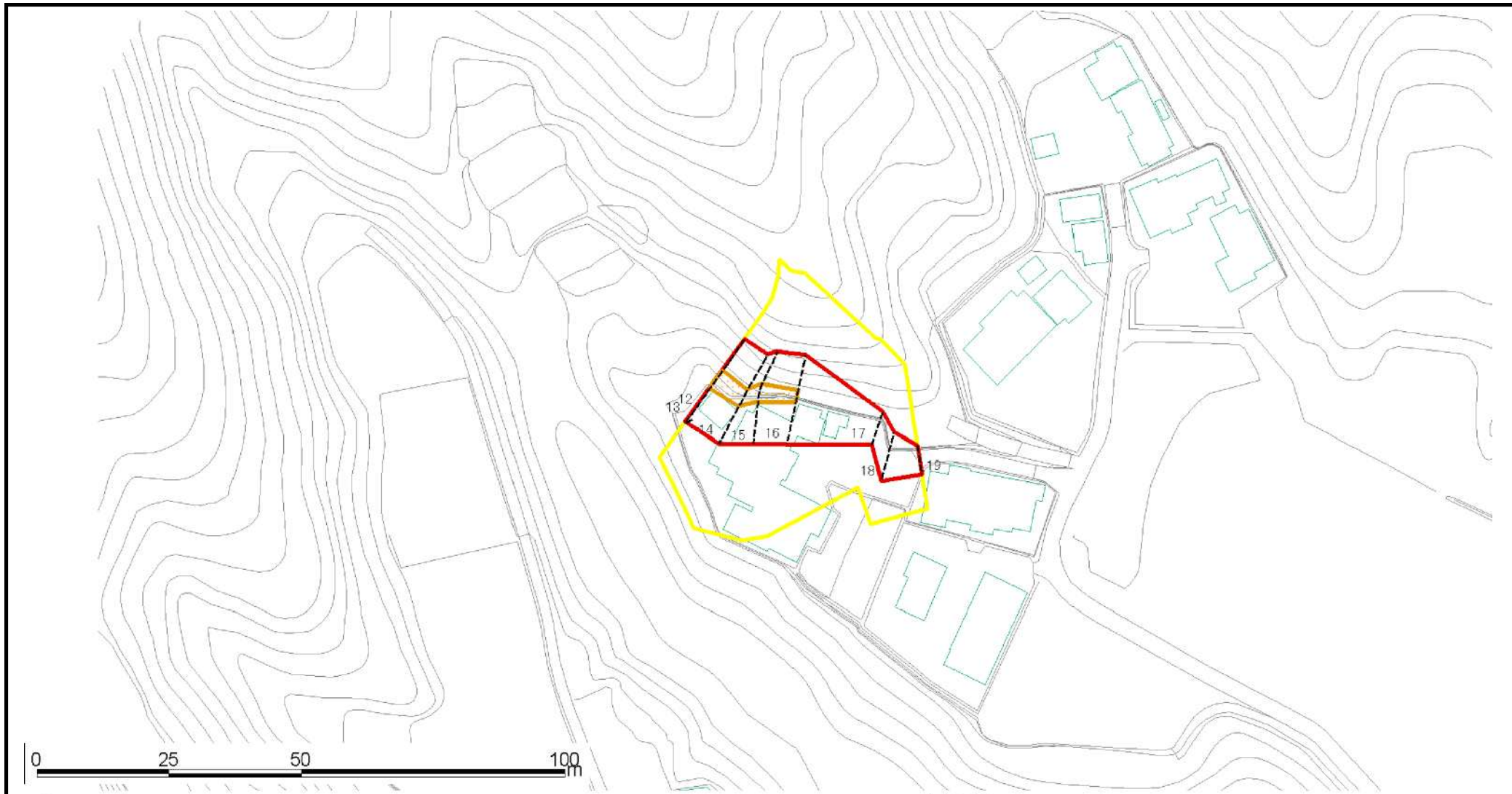
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(別図:その2-1)\_b



様式-2-1(急) 土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-4915
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第31号	箇所名	寶貝2
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示年月日	平成22年1月29日	所在地	館山市寶貝	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

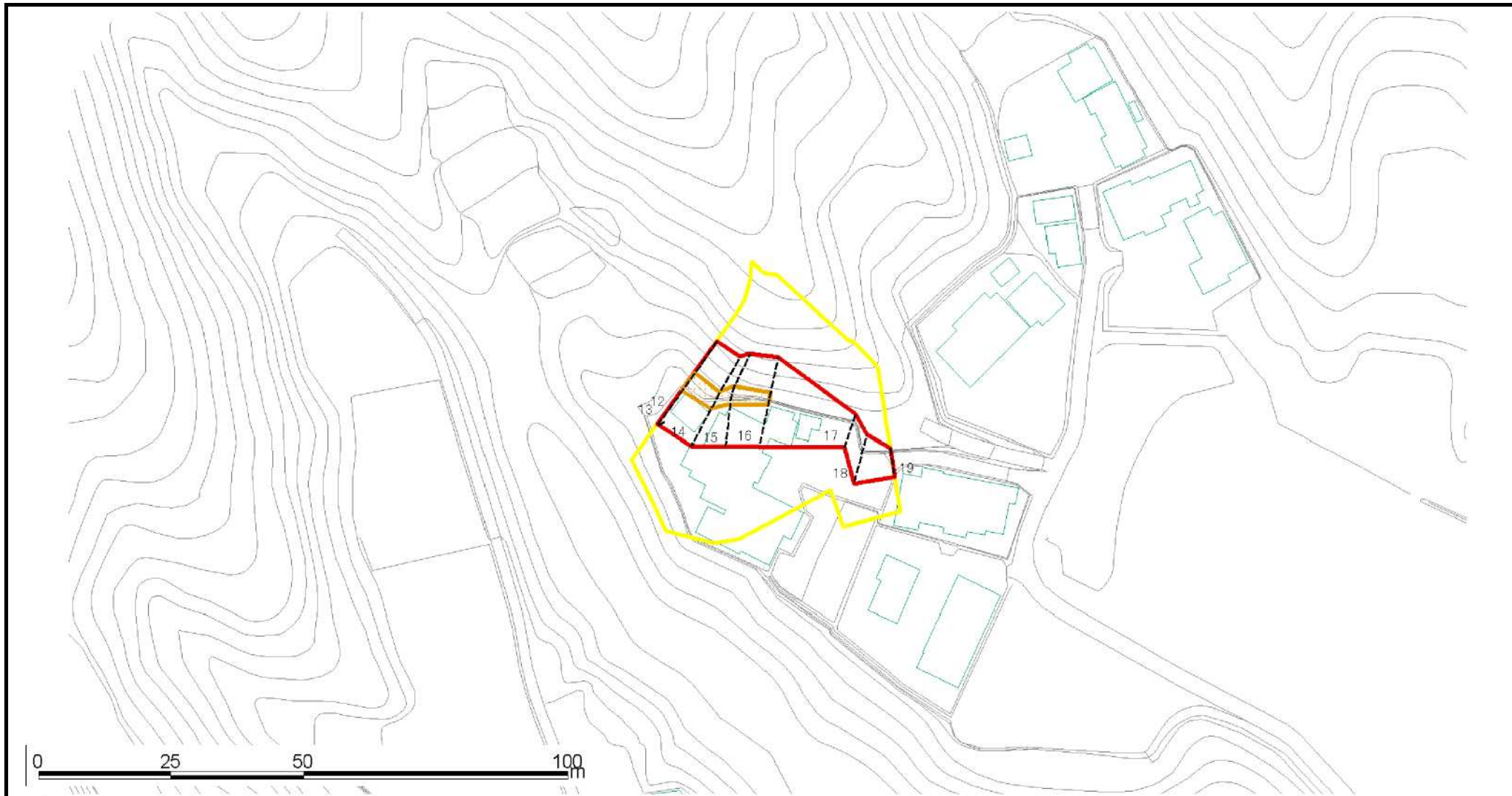


# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(別図:その2)\_c



様式-2(急) 土砂災害警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-4915
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		告示番号	千葉県告示第30号	箇所名	宝贝2
		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		告示年月日	平成22年1月29日	所在地	館山市宝贝
	それ以外の区域						

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(別図:その2-1)\_c



様式-2-1(急) 土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-4915
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	千葉県告示第31号	箇所名	寶貝2
		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		告示年月日	平成22年1月29日	所在地	館山市寶貝	
		それ以外の区域						